

# 令和6年度 総合評価落札方式の主な変更点（工事）

国土交通省 九州地方整備局

令和6年3月

- 1 )令和6年度 基本方針
- 2 )段階選抜方式における1次選抜者数の見直し (令和6年4月公告工事から適用)
- 3 )技術提案の課題設定の見直し 技術提案評価型(S型) (令和6年3月公告工事から適用)
- 4 )「ワークライフバランスの認定」の評価対象工事の拡大 (令和6年4月公告工事から適用)
- 5 )「企業の能力等(表彰)」の表彰対象の追加 (令和6年8月公告工事から適用)
- 6 )施工能力評価型の配点見直し (令和6年4月公告工事から適用)
- 7 )企業実績評価型の配点見直し (令和6年4月公告工事から適用)
- 8 )「特定工事の実績」評価対象見直し (令和6年4月公告工事から適用)
- 9 )「ICT施工の実績」の評価対象見直し (令和6年4月公告工事から適用)
- 10)機械チャレンジ型の配点見直し (令和6年4月公告工事から適用)
- 11)電通チャレンジ型(担い手確保型)の配点見直し (令和6年4月公告工事から適用)
- 12)その他改定内容 (令和6年4月公告工事から適用)

# 1) 令和6年度 基本方針

- 九州地方整備局では、平成25年11月より総合評価落札方式（二極化）の本格運用を図り、「品確法」の基本理念である「価格」及び「品質」が総合的に優れた内容の契約がなされるよう努めてきた。
- 一方、受注競争の激化による地域の建設産業の疲弊や就労環境の悪化に伴う担い手不足等の課題を踏まえ、現在及び将来にわたるインフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、令和元年6月に品確法、入契法、建設業法のいわゆる「担い手三法」の改正が行われ、働き方改革の推進、生産性向上への取組、災害時の緊急対応強化という観点を、いかに現在の入札・契約手続きの中に取り入れられるかが喫緊の課題である。
- 課題への対応を図っていくとともに、総合評価落札方式の透明性・公平性は確保しつつ、評価の安定化及び評価の質の向上を求めることに加え、「担い手の中長期的な育成及び確保の促進」と、現在のみならず「将来の公共工事の品質確保の促進」を図る多様な入札契約の制度設計を立案していく必要がある。
- これらを踏まえ、頻発化・激甚化する自然災害への対応に向けて、地域の守り手である「地元企業の受注機会の更なる拡大」を図り、「働き方改革」、「生産性向上」を加速し、円滑な契約手続きを実施するため、各種試行工事の積極的活用を図る。
- 令和6年度は、「働き方改革」に向けて、全ての工事の週休2日適用に伴う配点の見直しや、ワークライフバランス推進企業を評価する対象工事を拡大する。また「生産性向上」を踏まえ、「インフラDX大賞」を評価に加え、円滑な契約手続きを推進するため、「特定工事の実績」等の見直しを行う。

# 2) 段階選抜方式における1次選抜者数の見直し

【令和6年4月公告工事から適用】

## 概要

◆対象：技術提案評価型（S型・WTO・段階選抜方式）（対象工事種別：一般土木工事、建築工事）

- ・参入機会拡大を目的として、R4年度から、参加者数により選抜者数を10者もしくは15者としてきたが、高い競争性の確保の観点から、一次選抜者数の見直しを行う。
- ・なお、段階選抜方式は入札参加者が多く見込まれる場合に適用する。

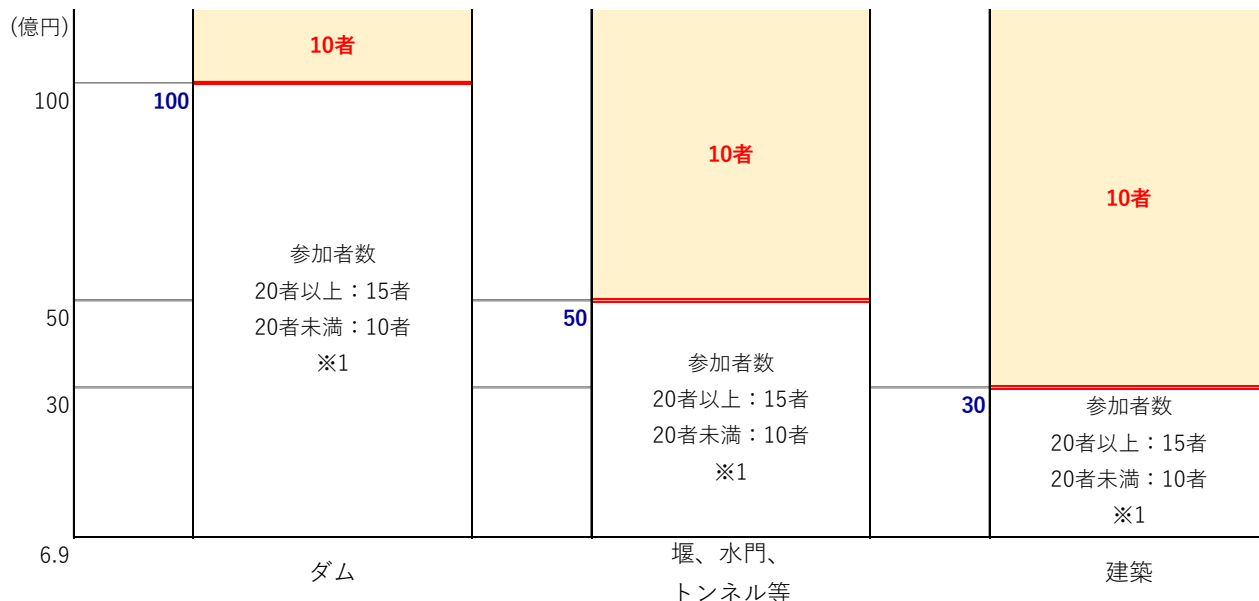
⇒ 現行：大規模工事の場合に選抜者数を10者とする。

- ①大規模工事\*：10者 \*大規模工事（特定建設工事共同企業体対象工事に該当）
- ②①以外で、参加者数が20者未満の場合：10者（10番目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その同点の者を全て選抜）
- ③①以外で、参加者数が20者以上の場合：15者（15番目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その同点の者を全て選抜）
- ④参加者が10者未満の場合は参加者全てを選抜

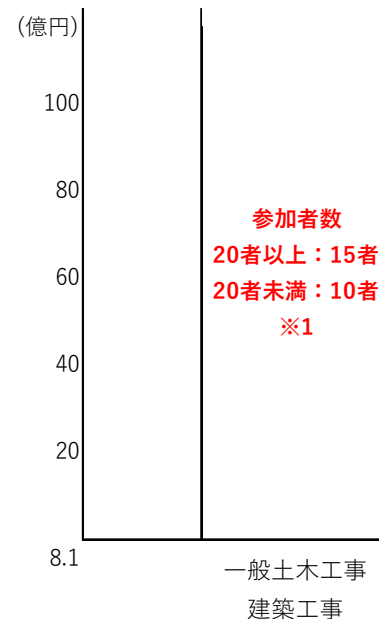
⇒ 令和6年度：大規模工事の場合に選抜者数を10者とする運用を廃止する。

- ①参加者数が20者未満の場合：10者（10番目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その同点の者を全て選抜）
- ②参加者数が20者以上の場合：15者（15番目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その同点の者を全て選抜）
- ③参加者が10者未満の場合は参加者全てを選抜

### 【現行】



### 【見直し】



— : 大規模工事の工事費

※1：参加者が10者未満の場合は、参加者全てを選抜

# 3) 技術提案の課題設定の見直し

【令和6年3月公告工事から適用】

## 概要

- ◆対象：技術提案評価型（S型）WTO ※【段階選抜方式】及び【WTO以外】は対象外
- 受発注者双方の負担軽減のため、技術提案の課題数を3課題としているが、ダム堤体工事においては、工事の発注規模、現場の課題、難易度等の条件を踏まえ、技術提案の課題数を5課題設定する。
- ⇒ 現行：指定課題を設定し、技術提案の課題数は3課題としている。
- ⇒ 令和6年度：指定課題を設定し、技術提案の課題数は、原則3課題とする。ただし、ダム堤体工事においては、工事特性を踏まえ5課題を設定する。 ※令和5年度公告予定のダム堤体工事においては、先行して適用する。

## 評価基準・配点

【現行設定例】（技術提案の課題数 3課題）

- 「工事目的物の性能・機能に関する事項」「現場状況に適合した施工上の課題に関する事項」併せて指定課題3課題  
配点：WTOの場合は指定課題 各20点（技術提案に関する満点60点）



【ダム堤体工事以外】

【見直し設定例】（技術提案の課題数 3課題）

- 変更なし

【ダム堤体工事】

【見直し設定例】（技術提案の課題数 5課題）

- 「工事目的物の性能・機能に関する事項」「現場状況に適合した施工上の課題に関する事項」併せて指定課題5課題  
配点：WTOの場合は指定課題 各12点（技術提案に関する満点60点）

# 4) 「ワークライフバランスの認定」の評価対象工事の拡大

【令和6年4月公告工事から適用】

## 概要

- ◆対象：技術提案評価型（S型）及び施工能力評価型（I型）（対象工事種別：一般土木工事、建築工事）
  - ・建設業界におけるワーク・ライフ・バランス等を推進することを目的に、技術提案評価型（S型・段階選抜方式）1次選抜時において先行導入していた取組を、技術提案評価型（S型・段階選抜無し）の工事種別一般土木工事、建築工事の発注案件まで拡大する。
- ⇒ 現行：対象：技術提案評価型（S型）段階選抜方式（WTO 対象工事種別：一般土木工事、建築工事）
- ⇒ 令和6年度：対象：技術提案評価型（S型）段階選抜方式（WTO 対象工事種別：一般土木工事、建築工事）  
 技術提案評価型（S型）段階選抜無し（WTO 対象工事種別：一般土木工事、建築工事）  
 技術提案評価型（S型）段階選抜無し（WTO以外 対象工事種別：一般土木工事A・B等級、建築工事A・B等級）  
 施工能力評価型（I型）（対象工事種別：一般土木工事A・B等級、建築工事A・B等級）

「ワークライフバランスの認定」を新設（加算点1点）

次のいずれかの認定を受けている場合に評価（2段階評価：認定あり1点、認定なし0点）

- ・女性活躍推進法に基づく認定等（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等）
- ・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん認定企業）
- ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）

## 現行（総合評価配点）

	S型 WTO段階選抜	S型 WTO	S型 WTO以外	I型
段階選抜方式（一次審査） WLBの認定の評価項目含む	40	-	-	-
配置予定技術者の能力等	-	-	15	20
企業の能力等	-	-	15	20
技術提案	60	60	30	-
賃上げに関する評価	4	4	4	3
合計	64	64	64	43

## 見直し（総合評価配点）

	S型 WTO段階選抜	S型 WTO	S型 WTO以外	I型
段階選抜方式（一次審査） WLBの認定の評価項目含む	40	-	-	-
配置予定技術者の能力等	-	-	15	20
企業の能力等	-	-	15	20
技術提案	60	60	30	-
賃上げに関する評価	4	4	4	3
WLBの認定	-	1	1	1
合計	64	65	65	44



# 5) 「企業の能力等(表彰)」の表彰対象の追加

【令和6年8月公告工事から適用】

## 概要

### ◆対象：技術提案評価型（S型）及び施工能力評価型（I型・II型）

- ・**企業の能力等(表彰)の項目において**、これまで安全施工業者、優良施工業者、災害復旧等功労業者、ICT工事優秀施工業者、働き方改革促進優秀施工業者、インフラDX活用優秀施工業者、災害復旧等功労業者、工事成績優秀企業の認定を評価対象としていたが、**令和6年8月より「インフラDX大賞」を評価対象に加える。**

#### 【インフラDX大賞の評価対象】

インフラDX大賞のうち、【工事・業務部門】（種類：国土交通大臣賞、優秀賞）の受賞者を評価対象とする。また直近2ヶ年度の表彰を評価対象とし、毎年8月に評価対象年度の切替えを実施する。

※【地方公共団体等の取組部門】及び【i-Construction推進コンソーシアム会員の取組部門】は評価対象外

#### 【評価方法】

「インフラDX大賞」の実績は、九州地方整備局における優良施工業者等と同様に評価することとし、局長表彰と同等の評価とする。

## インフラDX大賞とは

- ・国土交通省は、建設現場の生産性向上に関するベストプラクティスの横展開に向けて、平成29年度より「i-Construction大賞」を実施してきました。
- ・また、令和4年度からは、「インフラDX大賞」と改称し、インフラの利用・サービスの向上といった建設業界以外の取組へも募集対象を拡大しています。
- ・加えて、インフラ分野におけるスタートアップの取組を支援し、活動の促進、建設業界の活性化へつなげることを目的に、新たに「スタートアップ奨励賞」を設置しています。

# 5) 「企業の能力等(表彰)」の表彰対象の追加

## インフラDX大賞の評価対象期間

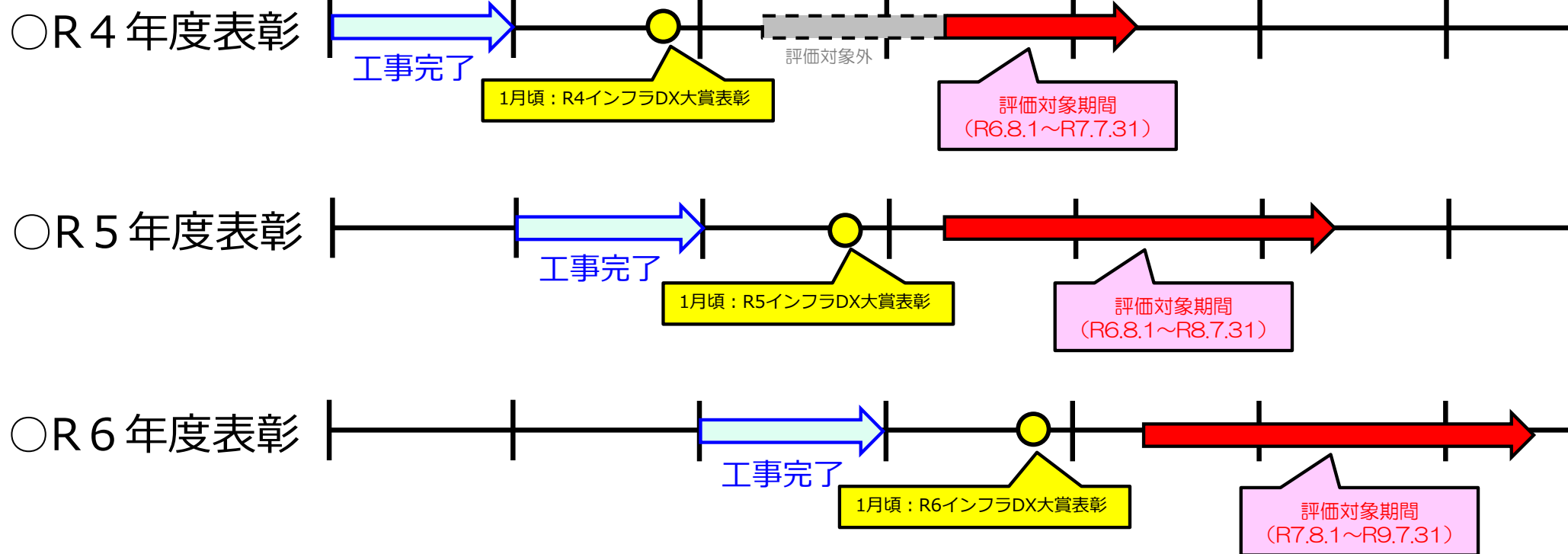
【令和6年8月公告工事から適用】

### ◆評価対象期間

- 国土交通行政功労表彰等の評価対象年度の切り替え時期である令和6年8月1日以降の公告工事より評価を開始する。
- 令和6年8月1日以降公告工事より、直近2ヶ年度表彰（令和4年度（令和3年度完了工事）～令和5年度（令和4年度完了工事））を評価対象とする。

※ 令和5年度表彰は、令和4年度に完了した工事が表彰対象であり、令和6年1月に受賞者が決まるため、表彰実績の評価対象期間は令和6年8月1日から令和8年7月31日までの2年間となる。  
ただし、この取組みの開始時期が令和6年8月であることから、令和4年度表彰の評価対象期間は令和6年8月1日から令和7年7月31日までの1年間とする。（令和5年8月1日から令和6年7月31日は評価対象外）

R3年度 R4年度 R5年度 R6年度 R7年度 R8年度 R9年度





# 6) 施工能力評価型の配点見直し

## 概要

- ◆評価項目：「企業の能力等」「地域貢献等」「WLB」の配点
- ◆対象：施工能力評価型（I型・II型）【本官・分任官工事】

- ・週休2日工事の実績の「1点」を廃止する。
- ・「地域貢献等」における評価項目について、配点を1点又は2点から2点へ変更する。
- ・下記工事種別の場合は、「WLBの認定」を追加する。  
一般土木工事A及びB等級、建築工事A及びB等級

- ⇒ 現 行：週休2日工事の実績：1点  
「地域貢献等」全オプション：1点又は2点  
WLBの認定：設定なし
- ⇒ 令和6年度：週休2日工事の実績：廃止  
「地域貢献等」全オプション：2点  
WLBの認定：1点

## 配点

【令和6年4月公告工事から適用】

		現行 (I・II型)	見直し (I・II型)	見直し (※2)
配置予定技術者の能力	必須			
	工事実績	6	6	6
	工事成績	10	10	10
	表彰	2	2	2
	配置予定技術者の資格	1	1	1
	オプション			
	継続教育 (CPD) の状況	1	1	1
	指定する工事の施工実績	1	1	1
	発注者の指定する資格保有技術者	1	1	1
	橋梁補修工事の実績【鋼橋上部、PC工事は必須】	1	1	1
その他	1	1	1	
小計	20	20	20	
企業の能力等	必須			
	工事実績	2	2	2
	工事成績	4	4	4
	表彰	2	2	2
	工事の手持ち状況【一般土木は必須】	3	3	3
	週休2日工事の実績	1	-	-
	オプション			
	指定する工種に配置予定の建設技能者の顕彰、表彰実績又は登録基幹技能者の配置	1	1	1
	ICT施工の実績【一般土木、維持修繕、As舗装は必須】	1	1	1
	若手・女性技術者の配置促進	1	1	1
	下請け予定業者の表彰実績	1	1	1
	〇〇工事の実績	1	1	1
	ICT (土工、舗装、河川浚渫) の活用【ICT施工者希望 (I) 型の場合は必須】	2	2	2
	新技術の活用【新技術導入促進 (I型) の場合は必須】	1	1	1
	ISOの認証取得状況	1	1	1
建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証	1	1	1	
建設業労働災害防止協会加入	1	1	1	
建設業退職金共済制度加入	1	1	1	
その他評価すべき項目	1	1	1	
小計	15	14	14	
地域貢献等	オプション			
	災害協定に基づく活動実績【原則、一般土木、維持修繕、As舗装B等級は選択】	1又は2	2	2
	特定工事の実績【原則、一般土木C・D等級、As舗装A・B等級、セメント・コンクリート舗装、維持修繕、橋梁補修工事は選択】	1又は2	2	2
	近隣地域内工事の実績	1又は2	2	2
	近隣地域内点検業務の実績【機械設備】	1又は2	2	2
	継続的な技術者保有に基づく信頼度	1又は2	2	2
	継続的な営業に基づく信頼度	1又は2	2	2
	工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	1又は2	2	2
	製作工場の有無【鋼橋上部、水門・樋門ゲート設備に適用可能】	1又は2	2	2
	専門工種の施工機械自社保有状況	1又は2	2	2
小計	5	6	6	
賃上げ	必須			
	賃上げの実施を表明した企業等	3	3	3
	賃上げ基準に達していない場合等 (減点)	-4	-4	-4
小計	3	3	3	
WLB	必須			
	WLBの認定【一般土木A・B等級、建築A・B等級は必須】	-	-	1
小計	-	-	1	
合計		43	43	44

※ 本官工事については「指定する工種に配置予定の～登録基幹技能者の配置」を必須項目2点とし、「企業の能力等」及び「地域貢献等」のオプションから7点選択するものとする。  
 ※2 一般土木工事A及びB等級および建築工事A及びB等級においては「WLBの認定」を追加する。

【令和6年4月公告工事から適用】

# 7) 企業実績評価型の配点見直し

## 概要

- ◆評価項目：「企業の能力等」
- ◆対象：施工能力評価型（I型・II型）  
【企業実績評価型】

- ・週休2日工事の実績の「1点」を廃止する。
- ・「企業の能力等」におけるオプション項目の合計点を、1点から2点へ変更する。

⇒ 現 行：週休2日工事の実績：1点  
「企業の能力等」オプション合計：1点

⇒ 令和6年度：週休2日工事の実績：廃止  
「企業の能力等」オプション合計：2点

## 配点

		現行 (I・II型)	見直し (I・II型)
必須	工事実績	3	3
	工事成績	4	4
	表彰	2	2
	工事の手持ち状況【一般土木は必須】	5	5
	週休2日工事の実績	1	-
企業の能力等 オプション	指定する工種に配置予定の建設技能者の顕彰、表彰実績又は登録基幹技能者の配置	1	1
	ICT施工の実績	1	1
	若手・女性技術者の配置促進	1	1
	下請け予定業者の表彰実績	1	1
	〇〇工事の実績	1	1
	ICT（土工、舗装、河川浚渫）の活用【ICT施工者希望（I）型の場合は必須】	1	1
	新技術の活用【新技術導入促進（I型）の場合は必須】	1	1
	ISOの認証取得状況	1	1
	建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証	1	1
	建設業労働災害防止協会加入	1	1
	建設業退職金共済制度加入	1	1
	その他評価すべき項目	1	1
	小計	16	16
	地域貢献等 オプション	災害協定に基づく活動実績【原則、一般土木、維持修繕、As舗装B等級は選択】	2
特定工事の実績【原則、一般土木C・D等級、As舗装A・B等級、セメント・コンクリート舗装、維持修繕、橋梁補修工事は選択】		2	2
近隣地域内工事の実績		1	1
近隣地域内点検業務の実績【機械設備】		1	1
継続的な技術者保有に基づく信頼度		1	1
継続的な営業に基づく信頼度		1	1
工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点		1	1
製作工場の有無【鋼橋上部、水門・樋門ゲート設備に適用可能】		2	2
専門工種の施工機械自社保有状況		1	1
小計		4	4
賃上げ 必須	賃上げの実施を表明した企業等	2	2
	賃上げ基準に達していない場合等（減点）	-3	-3
	小計	2	2
合計		22	22

# 8-1) 「特定工事の実績」評価対象見直し

【令和6年4月公告工事から適用】

## 概要

- ◆評価項目：地域貢献等-「特定工事の実績」（土木系工事：特定工事実績により競争性が見込まれる工事種別に設定）
- ◆対象：施工能力評価型（Ⅰ・Ⅱ型）【分任官工事のみに適用】
  - ・不調・不落の多い工事（特定工事）の実態を踏まえ、より競争性を高めるため、通年的維持工事の評価対象年度の拡大および工事内容等の見直しを行う。
- ⇒ 現行：土木系工事は原則必須（分任官及び本官工事に適用）
- ⇒ 令和6年度：土木系工事のうち、以下の工事種別は原則設定する。（分任官工事のみに適用、本官工事は評価項目に設定しない）
  - ◆対象工事種別：一般土木工事C・D等級、アスファルト舗装工事A・B等級、セメント・コンクリート舗装工事、維持修繕工事、橋梁補修工事
  - ◆通年的維持工事においては、『過去1ヶ年度+当該年度』⇒『過去4ヶ年度+当該年度』へ評価対象期間を拡大
  - ◆河川系工事と道路系工事で工事実績を区分
    - ・河川系工事の場合：河川維持工事（除草工、応急処理工等が必要な工事（災害協定工事は除く））、河川管理施設の補修・改造工事（機械等設備補修は含まない）、砂防堰堤改良（改築）工事、砂防堰堤補修工事
    - ・道路系工事の場合：橋梁補修（耐震補強も含む）、道路構造物補修（機械等設備補修は含まない）、道路維持工事（応急処理工、除草工、清掃や緊急巡回等が必要な工事（災害協定工事は除く））、電線共同溝、RC床版、舗裝修繕、交差点改良、現道を改良する歩道整備（改築の歩道整備は含まない）

## 通年的維持工事発注の場合

分類	評価項目	評価内容（見直し）	評価内容（現行）	評価段階・基準・配点
地域貢献等	特定工事の実績 【分任官工事のうち、通年的維持工事は原則設定する】	過去4ヶ年度+当該年度に完成した特定工事等 【設定 道路と河川で区分】 ・道路の維持工事の場合 道路維持工事（応急処理工、除草工、清掃や緊急巡回等が必要な工事（災害協定工事は除く））の実績 ・河川の維持工事の場合 河川維持工事（除草工、応急処理工等が必要な工事（災害協定工事は除く））の実績	過去1ヶ年度+当該年度に完成した工期5ヶ月以上の特定工事等（橋梁補修（耐震補強も含む）、構造物補修、設備補修、道路・河川維持工事（通年維持工事）、電線共同溝、砂防工事、橋梁床版、舗裝修繕、交差点改良、現道を改良する歩道整備）の実績	九州地方整備局（港湾空港関連を除く）の実績 その他は現行どおり

【令和6年4月公告工事から適用】

一般土木C・D、アスファルト舗装A・B等工事発注の場合

分類	評価項目	評価内容（見直し）	評価内容（現行）	評価段階・基準・配点
地域貢献等	特定工事の実績 【分任官工事のうち、一般土木C・D、アスファルト舗装A・B、セメント・コンクリート舗装、維持修繕、橋梁補修工事は原則設定する】	過去1ヶ年度+当該年度に完成した工期5ヶ月以上の特定工事等 【設定 道路と河川で区分】 ・道路の場合 （橋梁補修（耐震補強も含む）、道路構造物補修（機械等設備補修は含まない）、道路維持工事（応急処理工、除草工、清掃や緊急巡回等が必要な工事（災害協定工事は除く））、電線共同溝、RC床版、舗裝修繕、交差点改良、現道を改良する歩道整備（改築の歩道整備は含まない）、いずれかを含む工事の実績 ・河川の場合 河川維持工事（除草工、応急処理工等が必要な工事（災害協定工事は除く））、河川管理施設の補修・改造工事（機械等設備補修は含まない）、砂防堰堤改良（改築）工事、砂防堰堤補修工事、いずれかを含む工事の実績	過去1ヶ年度+当該年度に完成した工期5ヶ月以上の特定工事等 （橋梁補修（耐震補強も含む）、構造物補修、設備補修、道路・河川維持工事（通年維持工事）、電線共同溝、砂防工事、橋梁床版、舗裝修繕、交差点改良、現道を改良する歩道整備）の実績	九州地方整備局（港湾空港関連を除く）の実績  その他は現行どおり

【令和6年4月公告工事から適用】

## 9) 「ICT施工の実績」の評価対象見直し

概要

- ◆対象：施工能力評価型（I型・II型） ※工事種別：一般土木工事、維持修繕工事及びAs舗装工事は必須
- ・「ICT施工の実績」について、評価対象年度を現行の『過去1ヶ年度+当該年度』⇒『過去2ヶ年度+当該年度』へ拡大する。
- ⇒ 現行：評価対象年度：過去1ヶ年度+当該年度
- ⇒ 令和6年度：評価対象年度：過去2ヶ年度+当該年度 ※評価対象年度以外の変更なし

現行（評価内容）

【対象】 過去1ヶ年度+当該年度に完成した工事



見直し（評価内容）

【対象】 過去2ヶ年度+当該年度に完成した工事

# 10) 機械チャレンジ型の配点見直し

【令和6年4月公告工事から適用】

## 概要

- ◆評価項目：「企業の能力等」の配点
- ◆対象：施工能力評価型（I型・II型）  
【機械チャレンジ型】

- ・週休2日工事の実績の「1点」を廃止する。
- ・「企業の能力等」におけるオプション項目の合計点を、1点から2点へ変更する。

⇒ 現行：週休2日工事の実績：1点  
「企業の能力等」オプション合計：1点

⇒ 令和6年度：週休2日工事の実績：廃止  
「企業の能力等」オプション合計：2点

## 配点

		現行 (I型) 【技術者確保】	現行 (II型) 【技術者確保】	現行 (II型) 【参入促進】	見直し (I型) 【技術者確保】	見直し (II型) 【技術者確保】	見直し (II型) 【参入促進】
企業 の 能 力 等	必須						
	工事実績	2	2	2	2	2	2
	工事成績	4	4	-	4	4	-
	表彰	1	1	-	1	1	-
	工事の手持ち状況	3	3	-	3	3	-
	受注（契約）実績	-	-	3	-	-	3
	指定する工種に配置予定の建設技能者の顕彰、表彰実績又は登録基幹技能者の配置	2	2	-	2	2	-
	週休2日工事の実績	1	1	-	-	-	-
	オプション						
	若手・女性技術者の配置促進	1	1	1	1	1	1
	下請け予定業者の表彰実績	1	1	-	1	1	-
	〇〇工事の実績	1	1	-	1	1	-
	新技術の活用【新技術導入促進（I型）の場合は必須】	1	1	1	1	1	1
	ISOの認証取得状況	1	1	1	1	2	1
建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証	1	1	1	1	1	1	
建設業労働災害防止協会加入	1	1	1	1	1	1	
建設業退職金共済制度加入	1	1	1	1	1	1	
その他評価すべき項目	1	1	1	1	1	1	
小計		14	14	6	14	14	6
地域 貢 献 等	必須						
	災害協定に基づく活動実績	3	3	3	3	3	3
	特定工事の実績	3	3	-	3	3	-
	近隣地域内点検業務の実績	3	3	3	3	3	3
小計		9	9	6	9	9	6
賃 上 げ	必須						
	賃上げの実施を表明した企業等	2	2	1	2	2	1
	賃上げ基準に達していない場合等（減点）	-3	-3	-2	-3	-3	-2
小計		2	2	1	2	2	1
合計		25	25	13	25	25	13

[令和6年4月公告工事から適用]

# 1) 電通チャレンジ型（担い手確保型）の配点見直し

## 概要

## 配点

### ◆対象：施工能力評価型 [電通チャレンジ型（担い手確保型）]

・技術者の担い手確保等の観点から、総合評価において技術者の能力等は求めない方式をとって試行を実施中であるが、工事品質の確保をより確実にするために、企業の能力等の評価を、工事実績・成績のみの配点から、より総合的に評価できる評価項目と配点に見直しを行う。

#### ①配点

- ⇒現行：「企業的能力」 工事実績：5点  
          工事成績：9点
- 「地域貢献等」全オプション：6点
- ⇒令和6年度：「企業的能力」 工事実績：2点  
                  工事成績：4点
- 表彰、工事成績優秀企業の認定：2点
- 工事の手持ち状況：3点
- 全オプション：3点
- 「地域貢献等」全オプション：6点

[電通チャレンジ型(担い手確保型)](現行)

分類	評価項目	配点					
		○	○				
施工計画		○	○				
配置予定技術者の能力等	必須項目	工事実績	-	-			
		工事成績	-				
		表彰(優秀技術者)	-				
		配置予定技術者の資格	-				
	オプション項目	継続教育(CPD)の状況	-				
		指定する工事の施工実績	-				
		発注者の指定する資格保有技術者	-				
		その他	-				
		企業的能力等	必須項目		工事実績	5	14
					工事成績	9	
表彰、工事成績優秀企業の認定	-						
工事の手持ち状況	-						
配置予定建設技能者の表彰実績及び登録基幹技能者の配置	-						
オプション項目	指定する工種に配置予定の建設技能者の顕彰、表彰実績又は登録基幹技能者の配置		-				
	ICT施工の実績		-				
	若手・女性技術者の配置促進		-				
	下請け予定業者の表彰実績		-				
	〇〇工事の実績		-				
	新技術の活用		-				
	ICTの活用		-				
	ISOの認証取得状況		-				
	建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証		-				
建設業労働災害防止協会加入	-						
建設業退職金共済制度加入	-						
その他評価すべき項目	-						
地域貢献等	オプション項目	災害協定に基づく活動実績	2	6			
		維持工事等の実績	2				
		近隣地域内工事の実績	2				
		継続的な技術者保有に基づく信頼度	2				
		継続的な営業に基づく信頼度	2				
		工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	2				
		専門工種の施工機械自社保有状況	2				
		質上げの実施を表明した企業等	2		2		
合計		22					

[電通チャレンジ型(担い手確保型)](見直し)

分類	評価項目	配点					
		○	○				
施工計画		○	○				
配置予定技術者の能力等	必須項目	工事実績	-	-			
		工事成績	-				
		表彰(優秀技術者)	-				
		配置予定技術者の資格	-				
	オプション項目	継続教育(CPD)の状況	-				
		指定する工事の施工実績	-				
		発注者の指定する資格保有技術者	-				
		その他	-				
		企業的能力等	必須項目		工事実績	2	11
					工事成績	4	
表彰、工事成績優秀企業の認定	2						
工事の手持ち状況	3						
配置予定建設技能者の表彰実績及び登録基幹技能者の配置	-						
オプション項目	指定する工種に配置予定の建設技能者の顕彰、表彰実績又は登録基幹技能者の配置		1				
	ICT施工の実績		1				
	若手・女性技術者の配置促進		1				
	下請け予定業者の表彰実績		1				
	〇〇工事の実績		1				
	新技術の活用		1				
	ICTの活用		1				
	ISOの認証取得状況		1				
	建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証		1				
建設業労働災害防止協会加入	1						
建設業退職金共済制度加入	1						
その他評価すべき項目	1						
地域貢献等	オプション項目	災害協定に基づく活動実績	2	6			
		維持工事等の実績	2				
		近隣地域内工事の実績	2				
		継続的な技術者保有に基づく信頼度	2				
		継続的な営業に基づく信頼度	2				
		工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	2				
		専門工種の施工機械自社保有状況	2				
		質上げの実施を表明した企業等	2		2		
合計		22					

# 12) その他改定内容

【令和6年4月公告工事から適用】

## 継続教育(CPD)の状況の評価項目の適正化

これまで新型コロナウイルス感染症に係る柔軟な対応として、継続教育(CPD)の取得期間の緩和措置を行っていたが、コロナ対応前の評価方法に戻すこととする。

### 【現行】

- 「単位取得の証明日は、平成31年4月1日から技術資料等提出期限以内であること」
- 「単位取得証明期間は、平成31年4月1日から技術資料等提出期限内の日付が含まれていること」

### 【見直し】

- 「単位取得の証明は、証明日が当該工事の技術資料等提出期限から過去1年以内であること」
- 「単位取得証明期間は、技術資料等提出期限から過去1年以内の日付が含まれること」

## 入札書及び技術資料の同時提出

・これまで新型コロナウイルス感染症に係る柔軟な対応として、「入札書及び技術資料の同時提出」について一部適用しない緩和措置を行っていたが、コロナ対応前の発注方法に戻すこととする。

### 【現行】

工事種別 一般土木工事（予定価格6千万円以上3億円未満）の工事について、一部、発注事務所において、「入札書及び技術資料の同時提出」を適用していない。

### 【見直し】

工事種別 一般土木工事（予定価格6千万円以上3億円未満）の工事については、「入札書及び技術資料の同時提出」を適用する。